

函 福 管

令和 8 年 (2026 年) 7 月 3 日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

1 生活保護法調剤券請求書の所在不明について

(福祉事務所湯川福祉課)

生活保護法調剤券請求書の所在不明について

1 概要

令和8年6月1日（月）に調剤薬局から生活保護法調剤券（以下「調剤券」という。）が届いていないとの連絡が湯川福祉課にあった。

湯川福祉課において当該調剤薬局からの生活保護法調剤券請求書（以下「調剤券請求書」という。）を受け付けた記録がなかったことから、再度調剤薬局へ確認したところ、特定記録郵便物として郵送しているとの回答があり、執務室内の検索を行ったが発見には至らず、当該調剤券請求書1通が所在不明であることが判明した。

なお、当該調剤券請求書の所在不明による被害および第三者からの通報は確認されていない。

2 所在不明となった書類および内容等

調剤券請求書1通（6名分）

※調剤券請求書に記載の個人情報

氏名、生年月日、医療機関受診月、医療機関名など

3 原因

調剤薬局では、調剤券請求書を特定記録郵便物として郵送し、郵便局は当該郵便物の郵送の状況を記録していたものの、湯川福祉課では当該郵便物を受け付けた記録がなく、執務室内を探索したが所在が不明となっており、原因の特定には至っていない。

4 市の対応等

所在不明となっている調剤券請求書については、調剤薬局に再発行を依頼し、その請求書に基づき調剤券を発行し、直接調剤薬局に届けた。

また、この調剤券請求書に個人情報が記載されている6名に対しては、事情を説明済みである。

郵便物の取扱いに当たっては、これまでも机上の作業部分を整理したうえで複数人で対応していたところであるが、より一層の適切な取り扱いに努める。